

注 記 事 項

(鉱工業承継勘定)

I. 重要な会計方針

1. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、各期の発生時における役職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生期から費用処理することとしております。

2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

3. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成27年3月末利回りを参考に0.400%で計算しております。

(2) 国又は地方公共団体からの出向職員の機会費用

引当外退職給付増加見積額には、国又は地方公共団体からの出向職員に係る見積額が含まれております。

国又は地方公共団体からの出向職員に係る見積額 10,419円

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

II. キャッシュ・フロー計算書注記

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,593,014,084円
定期預金	<u>△ 1,585,000,000円</u>
資金期末残高	<u>8,014,084円</u>

Ⅲ. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,593,014,084	1,593,014,084	-
(2)未収金	1,405	1,405	-
(3)破産更生債権等 貸倒引当金	71,410,097 △ 71,410,097 -		-
(4)未払金	(42,744)	(42,744)	(-)

(注1) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法等に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)未収金及び(4)未払金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

Ⅳ. 退職給付関係

退職給付関係については、法人単位注記事項に記載しております。

Ⅴ. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅵ. 重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅶ. その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第67号)第173条の規定に基づき、当機構は平成27年4月1日に名称を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に変更しております。